



自環第47号
平成20年5月21日

奈良県自然環境保全審議会
会長 前田喜四雄様

奈良県知事 荒井正吾



奈良県自然環境保全審議会への諮問について

奈良県自然環境保全審議会運営要綱別表 自然保護部会所掌事務の10の規定に基づき下記のことについて、貴審議会の意見を求めます。

記

- (1) 希少野生動植物の保護に関する条例の制定について

担当：自然環境課自然環境係
電話：0742-27-8757

別記

諮 問 案 件

(1) 希少野生動植物の保護に関する条例の制定について

本県では、平成 15 年度から 5 ヶ年間をかけて奈良県版レッドデータブックを作成し、県内に生息・生育する希少な野生動植物の現況を明らかにした。県民の誇りである豊かな自然環境を保全するためには、これら希少な野生動植物を保護することが大切である。

そのため、これら野生動植物の現況について普及啓発に努めるとともに、平成 18 年度に有識者によって取りまとめられた「奈良県における希少野生動植物の保護のあり方に関する提言」や、先行している他都道府県の事例を参考にしながら、特定の種の保護と、その生息・生育地の保全を、県民と協働して進めることを規定する条例の制定の必要性が生じている。

そこで、新たに制定する条例は、いかにあるべきかについて、貴審議会の意見を求めたい。